

災害復旧事業における再度災害防止に向けた更なる取組等の推進について

令和7年3月31日

(農村振興局整備部防災課長から地方農政局農村振興部長、
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて)

農地・農業用施設の災害復旧事業においては、「災害復旧事業による再度災害防止に向けた取組等の推進について」(令和2年8月7日付け2農振第1509号農村振興局整備部防災課長通知)及び「災害復旧事業における改良復旧の推進について」(令和6年8月26日付け6農振第1548号農村振興局整備部防災課長通知)に基づき、原形復旧のほか、再度災害防止のための復旧工法(改良復旧)の考え方も踏まえ、適切な復旧を進めていくよう指導・推進してきたところである。

しかしながら、近年、自然災害が激甚化、頻発化する中、特に、頭首工及び揚水機において、復旧した後に再度被災する事例が発生しており、また、農業用ため池において、堤体が決壊した後に全面的に復旧する際の考え方を事業実施主体が十分理解していないと思われる事例が見受けられ、会計検査院から指摘を受けるケースも多くなっている。

更に、関係者と必要な協議をせずに復旧を行うケースなども見られ、事業実施主体において災害復旧事業における基本的な事柄に対する理解が不十分と思われる事例も散見される。

こうしたことを防止するためには、市町村や都道府県において、改良復旧の必要性や災害復旧事業における基本的な事柄に対する理解を深めてもらい、災害復旧事業を行う際に事前に十分確認してもらうことが必要不可欠であると考ええる。

このため、令和7年災の災害査定から「改良復旧確認シート」を導入し、原形復旧が不可能、困難又は不適當となった「頭首工」、「ため池」及び「揚水機」の再度災害防止に向けた新たな取組を行うこととしたので、貴職におかれては、別紙について、貴局管内の都府県に通知するとともに、各都府県管内の市町村等へ周知するよう依頼願いたい。

(別紙)

「改良復旧確認シート」の導入は、被災市町村等が、事業の範囲が原形復旧不可能、困難又は不適当な場合に、査定設計書作成の早い段階での「改良復旧の気づき」を得ることに主眼を置くものである。

また、市町村への予算措置は、都道府県からの間接補助であり、市町村等が災害復旧事業の申請者となる場合、これまでの会計検査院からの指摘等を踏まえ、都道府県による技術支援や積極的関与が必要不可欠であることから、本シートの確認は、申請者（市町村等）と都道府県（申請者が市町村等の場合）の双方が行うことを基本とする。

査定申請等に先立ち事前に確認結果の資料提出を求めるものではないが、確認の結果、設計にどう反映しているのか等については、査定の際、調査官の質問に適宜回答していただくことを想定している。

1 確認段階と確認者

以下①②の段階において、申請者又は都道府県（申請者が市町村等の場合）は、申請（計画変更協議）に先立ち、本シートの確認を行う。なお、申請者が土地改良区の場合も同様とする。

① 災害査定の申請時点

② 計画変更（重要変更）の協議時点（簡素化査定等に伴う設計変更時含む）

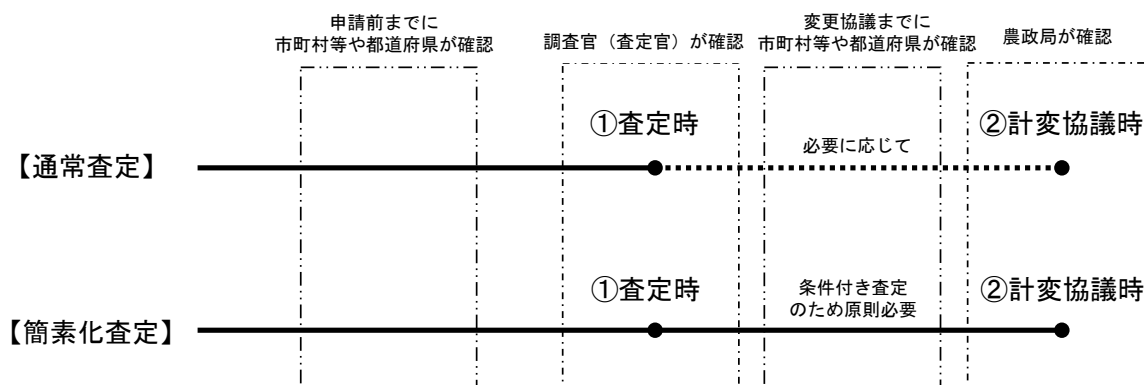
なお、確認シートは、査定設計書作成にあたって特に留意すべき前提条件（基本条件）を事前に確認することを目的とすることから、査定設計書作成にあたって必要なる査定条項との確認、復旧工法の設計条件などについては、従来どおり「査定要領」や「復旧工法」等を参考としつつ検討を行うことを原則とする。

また、本シートの結果については、申請（又は計画変更協議）の時点で、調査官（又は農政局）が内容の確認を行う。

① の場合、申請者は査定設計書に添付し、査定時に調査官（査定官）が確認。

② の場合、事業主体（申請者）は計画変更説明資料に添付し、農政局へ提出（防災課が確認）。

考え方のイメージは以下のとおり。



2 対象工種と主な確認項目

対象工種は、「頭首工」「ため池」「揚水機（用水・排水）」とする。

対象工種に共通して、被災要因やメカニズムを踏まえた改良復旧の視点を確認する。

その上で、工種毎に、基本事項の確認、設計思想の妥当性、再度災害防止の検討の視点から、設計段階で主に留意すべき事項を確認項目とする。

工種区分	適用の考え方	設計段階で特に留意すべき主な確認点
頭首工	「原形復旧不可能」又は「原形復旧困難又は不可能な場合」に該当するとして、復旧計画を検討する場合	✓河川協議の実施状況 ✓適用する基準類 ✓下流護床工の復旧工法（洗掘防止の検討、護床ブロック仕様、吸出し防止、連結等）
ため池	<u>堤体が全面的又は部分的に決壊し、</u> 「原形復旧不可能」又は「原形復旧困難又は不可能な場合」に該当するとして、 <u>かつ防災重点農業用ため池に該当する場合</u>	✓防災重点農業用ため池の詳細調査及び防災工事の実施有無や予定 ✓堤体を全面的に復旧する場合の復旧工法（堤体断面、余裕高、余水吐等の付帯施設など） ✓堤体を部分的に復旧する場合の復旧工法
揚水機 (用水・排水)	<u>揚水機が水没する</u> などし、「原形復旧不可能」又は「原形復旧困難又は不可能な場合」に該当するとして、復旧計画を検討する場合	✓再度災害防止の検討（電気設備の嵩上げや止水壁設置、止水扉等の必要性（既往浸水位、想定水位等との関係）、耐水性・防水性等） ✓近年の降雨を考慮して算定した排水能力でのポンプ復旧の必要性

3 補足

確認シートは別添を基本様式とする。

なお、各農政局等の判断において追加の確認項目を入れたい場合（又は入れておく方が結果的に効率的になるなど都道府県の理解が得られる場合等）、これを妨げるものではないが、導入趣旨を逸脱しないよう、事前に本省防災課災対室と相談し、内容の確認を受けるものとする。

以上

(基本様式) 復旧工法にかかる改良復旧確認シート【頭首工】

確認段階： ☐ 申請時 ☐ 簡素化査定の場合 ☐ 計画変更時 ☐ 簡素化査定設計書の変更の場合

申請者： ●●市 (○○県) 地区名：▲▲▲ 地区番号：△△△

1 改良復旧の視点

No.	確認ポイント	申請者	都道府県	メモ欄（必要に応じて）
①	被災原因・メカニズムを十分確認しているか。	☐	☐	
②	被災原因を踏まえた災害復旧計画（災害関連事業等の活用も含む）を検討しているか。	☐	☐	
③	簡素化査定等※の場合は、計画変更で検討するのか（この場合は重要変更協議に際し、再度確認シートを作成して農政局へ提出すること）。 ※「等」は通常査定時に、現地確認を踏まえて詳細設計を変更時に行うとして条件付き査定とされた範囲がある場合	☐	☐	

2 具体的な視点

No.	確認ポイント	申請者	都道府県	メモ欄（必要に応じて）
Ⅰ 河川協議				
④	災害復旧事業に伴い、河川の分類や管理区分は確認しているか（一級・二級河川等、県・市管理等）	☐	☐	
⑤	災害復旧事業に伴い河川協議が必要な場合、河川管理者との事前打合せなどを実施しているか（河川法第24、26条の許可の必要性等）	☐	☐	
Ⅱ 復旧工法（特に護床工の設計）				
⑥	適用する基準類は妥当か	☐	☐	
⑦	原形復旧が困難又は不適當と判断した場合、査定要領第15（2）等に基づき、復旧範囲や復旧工法等の限度を確認しているか。	☐	☐	
⑧	頭首工を全面的に復旧する場合、被災状況や現場条件等から妥当な災害復旧計画（災害関連事業等の活用も含む）であるかどうか検討しているか。	☐	☐	
⑨	【護床工】ブロック全体として流水に抵抗するよう、ブロック相互の連結性は確保されているか。	☐	☐	
⑩	【護床工】ブロックとブロックの間について、射流部では中詰め、常流部はフィルターとして栗石等の設置を検討しているか。	☐	☐	
⑪	【護床工】射流部ではコンクリート床、常流部では吸出し防止マットなど、ブロック設置面の吸出し防止策を検討しているか。	☐	☐	
⑫	【護床工】現場の状況（上下流の被災状況や現場条件等含む）を勘案し、流れの領域やブライの式により、適切な保護工（エプロン及び護床工長・重量）を算定しているか。	☐	☐	

No.	確認ポイント	申請者	都道府県	メモ欄（必要に応じて）
Ⅲ 再度災害防止				
⑬	再度災害防止のための検討はしているか（災害関連事業等の活用も含む）。	☐	☐	

確認方法及び確認サイン ※申請者が市町村・改良区の場合は、都道府県においても確認のこと。申請者が都道府県の場合は、申請者欄のみで可。

【申請者】●●市

確認日：

担当部課等：

【〇〇県】

確認日：

担当部課等：

(基本様式) 復旧工法にかかる改良復旧確認シート【ため池】

確認段階： ☐ 申請時 ☐ 簡素化査定の場合 ☐ 計画変更時 ☐ 簡素化査定設計書の変更の場合

申請者： ●●市 (○○県) 地区名：▲▲▲ 地区番号：△△△

1 改良復旧の視点

No.	確認ポイント	申請者	都道府県	メモ欄（必要に応じて）
①	被災原因・メカニズムを十分確認しているか。	☐	☐	
②	被災原因を踏まえた災害復旧計画（災害関連事業等の活用も含む）を検討しているか。	☐	☐	
③	簡素化査定等※の場合は、計画変更で検討するのか（この場合は重要変更協議に際し、再度確認シートを作成して農政局へ提出すること）。 ※「等」は通常査定時に、現地確認を踏まえて詳細設計を変更時に行うとして条件付き査定とされた範囲がある場合	☐	☐	

2 具体的な視点

No.	確認ポイント	申請者	都道府県	メモ欄（必要に応じて）
Ⅰ 防災重点農業用ため池				
④	防災重点農業用ため池に該当しているか。	☐	☐	
⑤	防災重点農業用ため池の場合、防災工事は実施済みか。	☐	☐	
⑥	防災工事を未実施の場合、詳細調査（地震対策、豪雨耐性、老朽化）の実施状況（実施済の場合は評価結果）を確認しているか。	☐	☐	
Ⅱ 復旧工法（堤体を全面的に復旧する場合の設計）				
⑦	適用する基準類は妥当か。	☐	☐	
⑧	【堤体が決壊した場合】堤体を全面的に復旧する場合、被災状況や現場条件等から、関連通知に基づき妥当な災害復旧計画（災害関連事業等の活用も含む）であるかどうか検討しているか。	☐	☐	
⑨	堤体を全面的に復旧する場合、堤体標準断面の決定内容は妥当か（特に設計洪水位、余裕高、断面形状）。	☐	☐	
⑩	【余水吐が被災している場合、又は堤体の復旧にかかるベンチカットの影響範囲に余水吐がある場合】余水吐を全面復旧する場合、必要な流下能力を確保した断面拡大などを検討しているか。	☐	☐	
⑪	余水吐の流下能力は、被災後の確率雨量等を勘案して算定した洪水量で検討しているか。	☐	☐	

No.	確認ポイント	申請者	都道府県	メモ欄（必要に応じて）
Ⅲ 再度災害防止				
⑫	再度災害防止のための検討はしているか（災害関連事業等の活用も含む）。 （特に余水吐の流下能力不足が被災要因であれば、断面の拡大などの対策が必須）	☐	☐	

確認方法及び確認サイン ※申請者が市町村・改良区の場合は、都道府県においても確認のこと。申請者が都道府県の場合は、申請者欄のみで可。

【申請者】 ●●市 確認日： 担当部課等：

【〇〇県】 確認日： 担当部課等：

(基本様式) 復旧工法にかかる改良復旧確認シート【揚水機（用水・排水）】

確認段階： ☐ 申請時 ☐ 簡素化査定の場合 ☐ 計画変更時 ☐ 簡素化査定設計書の変更の場合

申請者： ●●市（○○県） 地区名： ▲▲▲ 地区番号： ▲▲▲

1 改良復旧の視点

No.	確認ポイント	申請者	都道府県	メモ欄（必要に応じて）
①	被災原因・メカニズムを十分確認しているか。	☐	☐	
②	被災原因を踏まえた災害復旧計画（災害関連事業等の活用も含む）を検討しているか。	☐	☐	
③	簡素化査定等※の場合は、計画変更で検討するのか（この場合は重要変更協議に際し、再度確認シートを作成して農政局へ提出すること）。 ※「等」は通常査定時に、現地確認を踏まえて詳細設計を変更時に行うとして条件付き査定とされた範囲がある場合	☐	☐	

2 具体的な視点

No.	確認ポイント	申請者	都道府県	メモ欄（必要に応じて）
Ⅰ 河川協議				
④	災害復旧事業に伴い、河川の分類や管理区分は確認しているか（一級・二級河川等、県・市管理等）	☐	☐	
⑤	災害復旧事業に伴い河川協議が必要な場合、河川管理者との事前打合せなどを実施しているか（河川法第24、26条の許可の必要性等）	☐	☐	
Ⅱ 浸水位				
⑥	被災水位を確認しているか（将来の想定浸水位が分かれば確認しておくこと）。	☐	☐	
Ⅲ 復旧工法（排水能力）				
⑦	適用する基準類は妥当か。	☐	☐	
⑧	ポンプを改修する場合、近年の降雨を考慮して算定した排水能力で復旧することは検討しているか。	☐	☐	
Ⅳ 再度災害防止				
⑨	被災水位（又は将来の想定浸水位）に対して、再度浸水防止のための対策は検討しているか（具体的な対策（例）：止水壁や防水扉の設置、電気設備の嵩上げ、耐水性能を有するポンプの設置等）。	☐	☐	
⑩	上記以外で、再度災害防止のための検討はしているか（災害関連事業等の活用も含む）。	☐	☐	

確認方法及び確認サイン ※申請者が市町村・改良区の場合は、都道府県においても確認のこと。申請者が都道府県の場合は、申請者欄のみで可。

【申請者】 ●●市 確認日： 担当部課等：

【○○県】 確認日： 担当部課等：